

幕別町における災害応急対策支援に関する協定

幕別町長（以下「甲」という。）と、幕別建設業協会長（以下「乙」という。）とは、災害時において幕別町が管理する道路、河川及びそれらを補完する施設等（以下「所管施設等」という。）の災害応急対策に係る支援に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、台風及び大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、所管施設等に係る応急措置の実施に関して、乙がこれを支援するために必要な資機材、労力の確保及び動員の方法等に関する事項を定め、甲、乙の間の協力体制を整備し、地域住民の安全を守り、被害の拡大の防止を図ることを目的とする。

（実施体制等の報告）

第2条 乙は、会員の災害時における支援を速やかに行うため実施態勢及び連絡系統を整備するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により整備した実施体制及び連絡系統並びに乙の会員が保有する資機材の保有状況等を甲に報告するものとする。
- 3 前項の報告は、この協定の締結の日以降直ちに、第6条ただし書の規定により延長された場合にあっては、その年の4月末までに行うものとする。
- 4 乙は、前項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、所管施設等に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該施設に係る応急措置を実施するため、乙の支援が必要と認めた時に、乙に出動の要請ができるものとする。

また、特別な理由がある場合、甲は乙の会員に直接出動の要請ができるものとする。

- 2 乙及び乙の会員は、前項の規定により甲から出動の要請があったときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。
- 3 甲は、出動を要請するに当たっては書面又は口頭により、次の事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 被災等の状況
 - (2) 業務の内容
 - (3) 出動の場所
 - (4) 資機材の種類及び数量
 - (5) 甲の指名により業務の実施について指示する者

(6) その他必要な事項

(乙の会員に対する指示)

第4条 乙は、甲から出動の要請があったときは、直ちに乙の会員に対し出動を指示するものとする。

(乙の会員による業務の実施)

第5条 乙の会員が出動の指示を受けたときは、速やかに指定された場所へ出動し、甲の指示により所管施設等の応急措置に係る業務を実施するものとする。

2 乙の会員は、指定された場所に出動した場合、速やかに配置した資機材の種類及び数量その他必要な事項を甲に報告し、現場の状況については、逐次甲に報告するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成26年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に扱うものとする。

(細目協定)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲と乙の間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 6月 1日

甲 幕別町長 岡田 和



乙 幕別建設業協会
会 長 藤 原



幕別町所管公園施設における災害時の協力体制に関する協定

幕別町（以下「甲」という。）及び幕別維持管理事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害若しくは事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が所管する公園施設の災害応急対策等の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、幕別町地域防災計画に基づき、甲が所管する公園施設の災害応急対策等の円滑な実施に関して、乙がこれを支援するために必要な事項を定め、甲、乙の間の協力体制を整備し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図り、もって町民生活を守ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 協力業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 施設の被害状況の把握に係る業務
- （2） 災害応急対策に係る業務
- （3） その他必要と認める業務

（報告等）

第3条 乙は、前条に定める業務を円滑に実施するため、災害時における情報連絡体制及び協力実施体制を整備するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により整備した情報連絡体制及び協力実施体制並びに乙の組合員の資機材保有状況を甲に報告するものとする。
- 3 前項の報告は、この協定の締結の日以後直ちに、第8条ただし書きの規定により延長された場合にあっては、その年の4月末までに行うものとする。
- 4 乙は、前項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条各号に定める業務について、乙の協力が必要と判断した場合、乙又は乙の組合員に協力の要請ができるものとする。

- 2 乙又は乙の組合員は、前項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力に努めるものとする。
- 3 甲は、協力を要請するに当たっては、書面又は口頭により、次の事項を明らかにして行うものとする。
 - （1） 出動の場所
 - （2） 被災等の状況
 - （3） 業務の内容
 - （4） 資機材の種類及び数量
 - （5） 甲の指名により業務の実施について指示する者
 - （6） その他必要な事項

(乙の組合員に対する通知)

第5条 乙は、甲から前条第1項に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の組合員に対しその旨を通知するものとする。

(乙の組合員による業務の実施)

第6条 乙の組合員が協力要請を受けたときは、速やかに出動し、協力業務を実施するものとする。

2 乙の組合員は、出動した場合、配置した資機材の種類及び数量等必要な事項を甲に報告するものとする。なお、現場の状況については、逐次報告するものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後も同様に扱うものとする。

(細目協定)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年 6 月 18 日

甲 幕別町長 岡 田 和 夫

乙 幕別維持管理事業協同組合

代表理事 中 村 幸



幕別町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、幕別町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (5) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第9条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成 23 年 6 月 7 日

甲 幕別町本町130
幕別町

幕別町長 岡 田 和



乙 帯広市西5条南2丁目11番地
北海道エルピーガス災害対策協議会

現地対策本部長
十勝支部長

高 橋 勝 雄



十勝支部幕別分会
分会長

那 須 将 生

災害時における協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と（有）忠類運輸（以下「乙」という。）とは、災害時における給水活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において地震等により災害が発生した場合、甲が行う災害時の給水の活動に対し、乙が協力を行うことにより、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の区域において地震等の災害が発生し、ライフライン（上水道施設）に被害が生じた場合において、甲の協力要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙の業務に支障を来たさない範囲で協力を行うものとする。

- （1） 給水活動に伴う給水車の派遣協力
- （2） その他乙が可能とする協力

（経費の負担）

第3条 第2条に規定する協力を行った場合、協力に生じた経費は、乙の負担とする。ただし、長期間にわたるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関し、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、相互に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

（有効期間）

第7条 この協定期間は、平成21年2月26日から平成22年2月25日までとする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲または乙から特段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年2月26日

甲 幕別町本町130番地

幕別町長

岡田和



乙 幕別町忠類白銀町213番地7

有限会社 忠類運輸

代表取締役

滝本洋次



災害時における非常放送に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社おびひろ市民ラジオ（以下「乙」という。）とは、災害時における非常放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う町民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、もって町民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において非常放送の実施を要請するときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）により協力の要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請書を提出する暇がないときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭で非常放送の実施を要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに協力要請書により通知するものとする。

- （1） 発信日時
- （2） 災害の種類
- （3） 要請内容
- （4） 放送文案
- （5） 放送期間、回数等
- （6） 連絡責任者及び連絡先
- （7） その他必要事項

（非常放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要する経費は、乙の負担とする。ただし、放送する期間が長期にわたるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関し、情報の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、これを相互に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも同様とする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲又は乙から特段の意志表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項その他疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月14日

甲 幕別町
幕別町長

岡田和



乙 帯広市東2条南11丁目1番地
株式会社 おびひろ市民ラジオ
代表取締役社長 板倉利



災害時における非常放送に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムおびひろ（以下「乙」という。）とは、災害時における非常放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う町民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、もって町民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において非常放送の実施を要請するときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）により協力の要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請書を提出する暇がないときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭で非常放送の実施を要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに協力要請書により通知するものとする。

- (1) 発信日時
- (2) 災害の種類
- (3) 要請内容
- (4) 放送文案
- (5) 放送期間、回数等
- (6) 連絡責任者及び連絡先
- (7) その他必要事項

（非常放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要する経費は、乙の負担とする。ただし、放送する期間が長期にわたるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関し、情報の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、これを相互に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも同様とする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲又は乙から特段の意志表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項その他疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月14日

甲 幕別町
幕別町長 岡田 和



乙 帯広市東1条南8丁目2番地
株式会社 エフエムおびひろ
代表取締役社長 金澤



災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者という。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町村

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

防災情報の共有に係る協定書

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、幕別町長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する防災に係る情報（画像情報を含む。以下同じ。）を相互に共有すること（以下「共有」という。）について必要な事項を定め、もって迅速かつ適確な防災対策、状況に応じた施設の維持管理等に資することを目的とする。

（防災情報の共有）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、それぞれが保有する防災情報を共有するものとする。

- (1) 天災その他の事由により、次条第1項に規定する情報共有機器（この号及び次号において同じ。）に故障、異常等が発生し、又は次条第3項の規定により情報共有機器を使用できないとき。
- (2) カメラの倍率変更等、保守、点検その他の管理のために情報共有機器を使用できないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、防災情報を共有できないことについてやむを得ない事情があるとき。

（共有の方法）

第3条 防災情報の共有は、甲の所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網（以下「光ファイバ網」という。）、防災情報共有サーバ等（以下「情報共有機器」という。）を使用して行うものとする。

- 2 情報共有機器を使用するに当たっては、甲の定める防災情報セキュリティポリシー実施手順によるものとする。
- 3 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生し、又は情報の漏えい、滅失若しくは損のおそれがある場合は、そのおそれなくなるまでの間、情報共有機器の使用を停止することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により情報共有機器の使用を停止する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

（光ファイバ網への接続及び管理の特則）

第4条 光ファイバ網への接続に当たり、甲又は乙が整備する機器は別紙のとおりとする。

- 2 光ファイバ網への接続機器は、別紙の分類に基づき、それぞれが管理するものとする。
- 3 この協定に定めるもののほか、光ファイバ網への接続機器の管理に必要な事項は、別に定めるものとする。

（情報共有機器の故障等における報告義務）

第5条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報共有機器の更新等）

第6条 甲及び乙は、情報共有機器の更新、改修等を行う場合は、あらかじめ相手方と協議するものとする。

（防災情報共有推進協議会等への参加）

第7条 乙は、甲が設置し、甲及び甲と防災情報の共有に係る協定書を締結した防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）で構成する防災情報共有推進協議会（以下「協議会」という。）に参加するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この協定の締結時に協議会が設置されていない場合は、乙は、帯広開発建設部長が設置する「十勝地方道路防災連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加するものとする。

(権利等の帰属)

第8条 防災情報及びカメラを操作する権限は、当該情報及びカメラの所有者に帰属するものとする。

(防災情報の取扱い)

- 第9条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を、自らのために使用することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた防災情報を公表し、又は変更、切除その他の改変をしようとする場合は、あらかじめ所有機関の承諾を得るものとする。
- 3 前項の規定により承諾を得た場合は、協議会（第7条第2項の規定により「十勝地方道路防災連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加している場合は、当該協議会）に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた情報、情報共有機器の構成及び情報管理に関する情報を漏らしてはならない。

(譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙のいずれから、この協定の改廃等について申出がないときは、同一の内容でさらに1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、この協定を解除することができる。

- (1) 防災情報の共有を故意に怠ったとき。
- (2) この協定の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) この協定の定めに違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定を解除することについてやむを得ない事情があるとき。

(協定に定めのない事項等)

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成20年12月10日

甲 北海道開発局長 鈴木 英



乙 幕別町長 岡田 和夫



日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会
災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「地区」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため、地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をするものとする。

(代表都市の設置)

第3条 地区管内の各会員を釧路・根室支庁管内、十勝支庁管内、網走支庁管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。
2 前項の代表都市を釧路・根室支庁管内は釧路市、十勝支庁管内は帯広市、網走支庁管内は北見市とする。

(相互応援のための平常準備)

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し区長に通知しなければならない。
2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

(応援要請の手順)

第5条 応援要請の手順は、次の各号とする。
(1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。
(2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、区長都市へ応援を要請する。
(3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第6条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。
(1) 災害の状況
(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路

- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年第51回支部総会決定）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

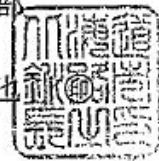
附 則

この協定は、平成21年8月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書40通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月31日

日本水道協会北海道地方支部
道東地区協議会区長
釧路市長 蝦名 大也



根室市長 長谷川 俊輔



釧路町長 佐藤 廣



白糠町長 棚野 孝



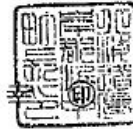
厚岸町長 若狭 靖



弟子屈町長 徳 永 哲 雄



浜中町長 長谷川 徳



標茶町長 池 田 裕



中標津町長 小 林



羅臼町長 脇 紀美夫



別海町長 水 沼



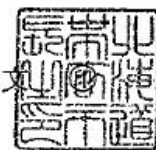
標津町長 金 澤



鶴居村長 日野浦 正 志



十勝支庁管内代表都市
帯広市長 砂 川 敏 文



十勝中部広域水道企業団
企業長 砂 川 敏 文



音更町長 寺 山 憲



清水町長 高 薄



士幌町長 小 林 康 雄



新得町長 浜 田 正 和



芽室町長 宮 西 義 憲



広尾町長 村 瀬



幕別町長 岡 田 和 夫

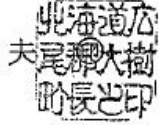


池田町長 勝 井 勝 丸

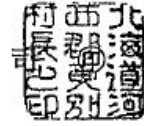


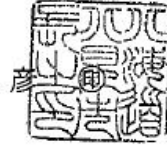
本別町長 高 橋 正 

足寄町長 安久津 勝彦 

大樹町長 伏 見 悦夫 

上士幌町長 竹 中 

更別村長 岡 出 誠 

網走支庁管内代表都市
北見市長 小 谷 毎彦 

網走市長 大 場 

紋別市長 宮 川 良一 

美幌町長 土 谷 耕 治 

津別町長 佐藤 多一 

斜里町長 村田 均 

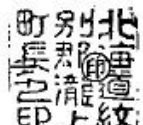
遠軽町長 北川 健司 

訓子府町長 菊池 一春 

小清水町長 林 直樹 

興部町長 碓 一寿 

湧別町長 奥谷 公敏 

滝上町長 長屋 栄 

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、幕別町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年 月 日から適用するものとする。

平成22年 5 月 2 / 日

甲 北海道開発局長



乙 幕別町 長



「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定書

北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）と幕別町長（以下「乙」という。）とは、「道の駅防災用備蓄資機材（以下「資機材」という。）及び情報提供装置」（以下「機器」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、資機材及び機器の使用並びに維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の避難者の支援及び国道等の被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

（資機材及び機器の設置）

第2条 乙は、資機材の保管及び設置に必要な土地を甲に無償で提供することとし、甲は当該土地に防災用備蓄倉庫を設置し、甲又は乙が自ら購入した資機材をこれに搬入するものとする。

なお、甲の資機材の仕様、数量等は別表1のとおりとする。

2 乙は、道の駅施設内に機器の設置場所を甲に無償で提供することとし、甲は当該場所に機器を設置するものとする。

なお、機器の仕様、数量等は別表2のとおりとする。

（財産の帰属）

第3条 防災用備蓄倉庫、資機材、機器は、原則として設置又は購入に要する費用を負担した甲又は乙に財産としてそれぞれ帰属するものとする。

（資機材の貸与等）

第4条 甲は、災害発生等の緊急時に別表1の資機材を乙が使用したいときは、乙に貸与するものとし、その際に乙は、電話連絡によりあらかじめ甲の承諾を得ることとする。

なお、甲及び乙は、事務手続き等を別添資料1により行うこととする。

2 甲は、資機材使用のため、道の駅敷地内等へ立ち入ろうとするときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

3 甲の資機材の使用については、甲を優先するものとする。ただし、被災状況、緊急性等に応じ、甲乙協議のうえ乙が優先的に使用することとした場合は、この限りではない。

4 乙は、資機材の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。

5 第1項により乙が使用する甲の資機材のうち消耗資材以外については無償貸与とし、消耗資材については、同等品の資材を同数、乙が返納することとする。ただし、国道の復旧に要した場合は、この限りではない。

6 乙が使用する資機材の運転に必要な燃料、運搬車両については、乙が用意し、その費用を負担するものとする。

7 乙の使用により防災用備蓄倉庫及び資機材に故障、損傷が生じた場合は、乙の責によ

り修理を行うこととする。

8 乙が、資機材使用により第三者に損害を与えた場合は、乙がその賠償の責を負うものとする。

9 甲が、乙以外の近隣市町村、警察署及び消防署等に自らの資機材を貸与する場合、乙は甲の要請に応じ防災用備蓄倉庫の解錠等の作業を行うものとする。

(資機材の維持管理)

第5条 資機材及び防災用備蓄倉庫の維持管理（保守点検、修理、移設、交換）に要する費用は、甲が負担することとする。

2 防災用備蓄倉庫の鍵は、甲、乙双方で厳重に保管することとする。

3 乙は、必要に応じ次に掲げる管理を行うものとする。

(1) 防災用備蓄倉庫の施錠

(2) 防災用備蓄倉庫内の換気及び清掃

(3) 資機材状況、数量の点検、確認

4 乙は、防災用備蓄倉庫及び資機材に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、立入防止等の応急対策を講じるものとする。

(機器の維持管理等)

第5条 甲は、機器が正常に機能するよう機器の保守点検、修理、その他必要な維持管理を行うものとする。

2 乙は、次に掲げる日常管理を行うものとする。

(1) 機器の電源の「入」・「切」の操作

(2) 機器の清掃

(3) 機器の動作確認

3 乙は、機器に異常が発生したときは、その旨を甲に連絡するとともに、安全対策及び利用者への案内掲示などの応急的な対応を行うものとする。

(機器の改良等)

第6条 機器の改良、交換又は移設の必要が生じた場合は、あらかじめ甲乙協議しなければならない。

(機器の経費の負担)

第7条 乙は、次項に定める経費を負担するものとする。

(1) 機器に係る電気料及び放送受信料

(2) 第5条2項及び3項に係る費用

(3) 第6条の協議により、乙の負担が認められた部分の費用

(防災用備蓄倉庫及び機器の設置期間)

第8条 第2条の規定に基づき設置した防災用備蓄倉庫、資機材及び機器の設置期間は、設置した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに

甲又は乙のいずれからも申出のないときは、この期間を1年間延長し、その後も同様に扱うものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、協議の上、必要に応じこの協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により防災用備蓄倉庫、資機材及び機器の撤去を行うものとする。

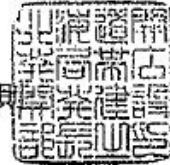
(協定外の事項)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

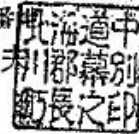
協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月11日

甲
住 所 帯広市西4条南8丁目
氏 名 帯広開発建設部長 大内 幸則



乙
住 所 中川郡幕別町本町130番
氏 名 幕別町長 岡田 和夫



災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、開成町及び幕別町（以下「協定町」という。）の、いずれかの町域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた町（以下「被災町」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災町が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災町は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災町から前条の要請がない場合、応援しようとする協定町は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援する協定町は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前項の規定により職員を派遣した場合は、協定町の友愛精神のもとに行うものであり、被災町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被災町の町長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災町の負担とする。

- 2 被災町が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された町は、一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った協定町（以下「応援町」という。）の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めに任ずる。

(連絡担当部局)

第7条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両町長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年5月10日

開成町
開成町長

府川 裕一



幕別町
幕別町長

岡田 和夫



災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、上尾市及び幕別町（以下「協定都市」という。）の、いずれかの地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災都市が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災都市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災都市から前条の要請がない場合、応援しようとする協定都市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災都市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定都市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合は、協定都市の友愛精神のもとに行うものであり、被災都市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被災都市の長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災都市の負担とする。

2 被災都市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された都市は、一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った協定都市（以下「応援都市」という。）の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたものについては、応援都市が賠償の責めに任ずる。

(連絡担当部局)

第7条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、署名し、各1通を保有する。

平成25年11月11日

上尾市
上尾市長

島村 穰

幕別町
幕別町長

岡田 和夫

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、幕別町及び中土佐町（以下「協定町」という。）の、いずれかの町域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた町（以下「被災町」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災町が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災町は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災町から前条の要請がない場合、応援しようとする協定町は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定町は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 第2項の自主的活動については、被災町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被災町の町長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災町の負担とする。

- 2 被災町が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された町は、一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った協定町（以下「応援町」という。）の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めに任ずる。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、その都度、協定町双方が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第7条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第8条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両町長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年11月18日

幕別町

幕別町長

岡田 和



中土佐町

中土佐町長

池田 洋



災害時における協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と学校法人多田学園（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において地震その他の災害が発生した場合、または災害の発生の恐れがある場合に、甲が行う災害救助活動に対し、乙が協力を行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の区域において地震その他の災害が発生した場合、または災害が発生する恐れがある場合において、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙の学校業務に支障を来たさない範囲で協力を行うものとする。

- （1） 屋内外における避難場所の提供
- （2） その他乙が可能とする協力

2 乙は、甲の区域内において災害に類する被害が発生した場合、または被害が発生する恐れがある場合において、甲の要請があったときは、前項の定めに基づいて可能な限り協力を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に規定する協力を行った場合、協力に生じた経費は甲の負担とする。ただし、乙が負担することが適当であると認めるものについては、乙の負担とする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関し、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、相互に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

（有効期間）

第7条 この協定期間は、平成21年2月4日から平成22年2月3日までとする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲または乙から特段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（法令との関係）

第8条 災害時の救助に関する事項、経費負担方法等が法令等により定められている災

害が発生した場合においては、この協定の定めにかかわらず、当該法令等の定めるところとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項について、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年2月4日

甲 幕別町本町130番地

幕別町長

岡 田 和 夫
北海道
幕別町
町長之印

乙 幕別町字依田101番地1

学校法人多田学園

理事長

多田 順
学校法人
多田学園
理事長之印

災害時における協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）とルートインジャパン㈱（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において地震その他の災害が発生した場合、または災害が発生する恐れがある場合に、甲が行う災害救助活動に対し、乙が協力を行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の区域において地震その他の災害が発生した場合、または災害が発生する恐れがある場合において、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙の業務に支障を来たさない範囲で協力を行うものとする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 浴場の開放による入浴の提供
- (3) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (4) その他乙が可能とする協力

2 乙は、甲の区域内において災害に類する被害が発生した場合、または被害の発生のおそれがある場合において、甲の要請があったときは、前項の定めに基づいて可能な限り協力を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に規定する協力を行った場合における経費は、甲の負担とする。ただし、乙が負担することが適当であると認めるものについては、乙の負担とする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関し、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、相互に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までとする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲または乙から特段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(細目)

第7条 災害時の救助に関する事項、経費負担方法等については、別紙「細目」を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月1日

甲 幕別町
幕別町長 岡田 和



乙 東京都品川区大井1-35-3
ルートインジャパン株式会社
代表取締役社長 永山 勝利



別紙【細目】

平成 21 年 6 月 1 日付けで締結した災害時における協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第 7 条に基づく細目は、次のとおりとする。

1 連絡体制

① 要請

幕別町（担当責任者）→ 十勝幕別温泉グランヴィリオホテル（担当責任者）

※受入予定人数及び時間

② 受入

十勝幕別温泉グランヴィリオホテル（担当責任者）→幕別町（担当責任者）

※受入可能人数及び時間

③ 受入開始

イ 幕別町から担当職員を派遣

ロ 幕別町の担当職員と十勝幕別温泉グランヴィリオホテルの受入担当者とにおいて、場所、食事及び寝具等についての協議

ハ 住民受入れ開始

④ 避難所の閉鎖

町の避難所及び自宅への移転完了により閉鎖する。

2 避難者収容人数（十勝幕別温泉グランヴィリオホテル）

常時避難収容可能人数 280人（420人）

最大避難収容可能人数 1,028人（1,542人）

※十勝幕別温泉グランヴィリオホテル収容計算表（表 1）から算出

3 避難期間

町の避難所の使用可能までの期間とする。（目安として災害発生の日から 7 日以内）

4 負担経費

① 宿泊料金

・宴会場及び会場代

・ロビー使用料

※寝具代（布団・毛布）→有

② 炊き出し

・食料費（調理費も含む）

※飲料水等（コーヒ及びジュース等）の飲料水は個人負担

③ 入浴

・入浴代→無料

※タオル→有料

④ その他

・その他（破損）の負担経費については、両者協議して行う

※避難所の負担経費単価については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年厚生省告示第 144 号）に定められた負担経費単価を採用し、その項目が無い場合は実費とする。

災害時における幕別町と幕別町内郵便局の協力に関する協定

北海道幕別町（以下「甲」という。）と幕別町内郵便局（以下「乙」という。）は、幕別町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 幕別町 民生部長

乙 幕別郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 住所 幕別町本町130

幕別町

代表 幕別町長 岡田 和夫



乙 住所 幕別町本町51番1

幕別町内郵便局

(幕別・札内・忠類・糠内・札内桜町郵便局)

代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市



災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体搬送や搬送機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- （1）霊柩自動車等による遺体搬送
- （2）遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3）その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）要請の場所（駐車スペース、宿泊スペース等）
- （6）協力を要請する期間
- （7）その他、要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- （2）遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第8条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（1）甲 幕別町民生部町民課長

（2）乙 （社）全国霊柩自動車協会北海道支部連合会 帯広支部長

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、この協定による協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙

の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲 北海道中川郡幕別町本町 130 番地

幕別町

幕別町長 岡田 和 夫



乙 東京都新宿区四谷4丁目14

社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 坂 下 成 行



資料17-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

改正H25. 10. 1 内閣府告示第228号

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額				
避難所の設置	現に被害を受け又は受けるおそれのある者を、一時的に収容する。	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり300円以内				
福祉避難所の設置	高齢者等で特別な配慮を必要とする者を収容する。		上記に加えて特別な配慮のために必要な実費				
応急仮設住宅の設置	住家が全壊（全焼、流失）し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、供与する。	着工～災害発生の日から20日以内 供与～完成の日から2年以内	規格～1戸当たり平均29.7㎡（9坪） 基本額 ～1戸当たり2,401,000円以内				
福祉仮設住宅の設置	高齢者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とする者に対して設置する。						
集会施設等の設置	同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる						
賃貸住宅の借上げ及び供与	応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。						
炊出しその他による食品の給与	避難所に収容された者等、日常の食事に支障のある者に対し、炊出し等により、一時的に被災者の食生活を保護する。 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に三日分を現物により支給することができる。	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり1,010円以内				
飲料水の供給	現に飲料水（飲料水及び炊事のための水）を得ることのできない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 《別 表》	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与等を行う。 被害の実情に応じ、被服寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料において現物で行う。	災害発生の日から10日以内	別表金額の範囲内				
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとの加算
全壊、全焼 流失	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
	冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
半壊、半焼 床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
	冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
※ 夏季は4月1日～9月30日、冬季は、10月1日～3月31日（季別は、災害の日をもって決定）							
医 療	医療の途を失った者に対し、救護班等により応急処置を行う。 医療は救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。	災害発生の日から14日以内	救護班～実費 病院等～国保診療報酬の額 以内				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者に対し、分娩の介助及び前後の処置を行う。	分娩の日から7日以内	救護班～実費 助産師～慣行料金の8割以内				
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費				
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理する。	災害発生の日から1ヶ月以内	1世帯当たり520,000円以内				

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）、流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	災害発生の日から1ヶ月以内	生業費～1件当たり30,000円 就職支度費～1件当たり15,000円 貸与期間～2年以内（無利子）
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品において現物で給与を行う。	教科書～災害発生の日から1ヶ月以内 その他～災害発生の日から15日以内	教科書～実費 文房具及び通学用品費～ 小学生1人当たり4,100円以内 中学生1人当たり4,400円以内 高校生等1人当たり4,800円以内
埋 葬	災害の際に死亡した者に対し、死体の応急的処理を実施する。 原則として、棺又は棺材の現物をもって、棺、埋葬又は火葬、骨つば及び骨箱において行う。	災害発生の日から10日以内	1体当たり 大人201,000円以内 小人160,800円以内
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索する。	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	死亡した者について、死体に関する処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処置、死体の一時保存、検案）を行う。	災害発生の日から10日以内	死体の洗浄、縫合、消毒等 1体当たり3,300円以内 一時保存（既存施設） 借上費について通常の実費 一時保存（施設以外） 1体当たり5,000円以内 検案（救護班以外） 当該地域の慣行料金の額以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内	1世帯当たり133,900円以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救済用物資の整理配分において、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。	各々の救助の実施が認められる期間	当該地域における通常の実費
これらの基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（災害救助法施行令第3条第2項）			

資料18－1 災害広報文例集

伝達文の前に「こちらは幕別町災害対策本部です。」又は、「こちらは幕別町広報車です。」等といれ、広報の実施主体を明らかにする。

1 地震情報、余震情報の伝達文

(1) 直 後

- ① ただいま、大きな地震がありました。町民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ② 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇 kmと推定されます。
幕別町の震度は、〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。今後も、テレビ、ラジオや役場からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

(2) 10 分後

- ① 〇〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されますが（続いています）、余震は本震ほど強くありません。落ち着いて行動して下さい。
- ② 皆さん！先程のような強い揺れはもうありません。まず落ち着いて行動して下さい。自分勝手な行動は危険です。役場や警察、消防の指示に従って冷静に行動して下さい。
また、デマなどにまどわされないよう、ラジオやテレビからの正しい情報を聞きましょう。

2 被害の状況

- ① これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人、行方のわからない方 〇〇人、重傷者 〇〇人、軽傷者 〇〇人、全壊家屋 〇〇棟、半壊家屋 〇〇棟、火災 〇〇件のうち〇〇件鎮火。
現在、町内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマなどにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

3 火災発生状況

- ① 〇〇町付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ② 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方面へ) 燃え広がっています。
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ (〇〇方面へ) 避難して下さい。

4 交通の状況

- ① 現在、JR はすべて運転を見合わせています。JR では線路などの点検を行っていますがまだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。
- ② 現在、町内のすべての道路 (〇〇通り) が〇〇のため車輛の通行が禁止されています。町民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
ドライバーの皆さんは、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
- ③ 現在、JR は、〇〇～〇〇間で運転が一部が再開されました。
現在、町内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。
その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

5 気象情報の伝達

- ① 台風第〇号の接近により、現在、十勝中部に大雨洪水警報が発令されています。
今夜半にかけて大雨となる恐れがありますので、町民の皆さんは十分警戒して下さい。
- ② ただいま、十勝中部に大雨警報が発令されています。この雨は〇〇地方で〇mm を超えており、今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒して下さい。

6 避難の準備の周知

- ① 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるよう準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ② 町民（〇〇公区）の皆さん、避難の準備をして下さい。〇〇町付近で火災が発生しています。
飛火に注意して下さい。お年寄りや子供さんは安全な〇〇公園へ早めに避難して下さい。

7 避難の指示、誘導

- ① お知らせします。〇〇町周辺は、〇〇のため避難勧告（指示）が出されました。
避難先は〇〇です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ② 現在、〇〇付近で〇〇川（水路）から水があふれ、一部では床上（下）浸水になっています。
大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始して下さい。
付近の消防団は安全に誘導して下さい。また、近所の方は、お互いに助け合って避難して下さい。
- ③ 〇〇町の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難して下さい。
- ④ ただいま、〇〇町一帯に避難勧告（避難指示）が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険になりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

8 救護対策の周知

- ① 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇にいて下さい。
- ② 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

9 避難所等の開設状況

- ① 被災者の避難所を、〇〇と〇〇に開設しています。お困りの方は直接避難所においでになるか、役場にご相談ください。

10 防疫、保健衛生に関する注意

- ① 町民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。
- ② また、熱が出たり、下痢等身体に十分注意して下さい。
食中毒症状の時は、消防署又は十勝総合振興局保健環境部保健行政室に連絡して下さい。

11 飲料水・食糧等の供給状況

- ① 断水している地域の方々のために、現在〇〇と〇〇において飲み水を配っていますので、ご利用下さい。

また、〇〇と〇〇に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために食糧、毛布などをお配りしています。